

## 4 陳情第 28 号

4 陳情 第 28 号	宗教団体への寄付の所得に応じた制限を創設するよう求める意見書の提出に関する陳情
付託委員会	総務区民委員会
受理及び付託 年 月 日	令和4年8月8日受理、令和4年9月21日付託
陳情者	山梨県中央市————— —————
<p>( 要 旨 )</p> <p>宗教団体への寄付について、所得に応じた制限を創設するよう、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出すること。</p> <p>( 理 由 )</p> <p>本来、宗教に関する行為は、憲法第二十条で保障された信教の自由である。しかしながら、人を巧妙に支配し、破産に追い込むような場合もある。信教の自由であっても、他人の財産権などの人権を、不当に侵害してはならない。</p> <p>よって、宗教団体への寄付について、所得に応じた制限を創設するよう、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の意見書を提出するよう求める。</p>	